

令和8年8月千葉豪雨により被災した被保険者に係る介護保険料の減免
に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大網白里市介護保険条例（平成12年条例第21号。以下「条例」という。）第8条に規定する介護保険料（以下「保険料」という。）の減免について、令和8年8月千葉豪雨により被災した被保険者に対する保険料の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる被保険者及び減免額)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者に対する保険料について、それぞれ当該各号に定める基準で算定した額を減免するものとする。
この場合において、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

(1) 令和8年8月千葉豪雨によりその居住する住宅に損害を受けた第1号被保険者 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、保険料額にそれぞれ当該右欄に掲げる割合を乗じて得た額

居住する住宅の損害程度 令和7年の合計所得金額	減免の割合	
	10分の2以上 10分の5未満	10分の5以上
210万円未満であるとき	2分の1	全部
210万円以上であるとき	4分の1	2分の1

(2) 令和8年8月千葉豪雨による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、若しくは障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となり、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 全部

(3) 令和8年8月千葉豪雨による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明となった第1号被保険者 全部

(4) 令和8年8月千葉豪雨による被害を受けたことにより、その属する世帯

の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が令和７年中の当該事業収入等の額の１０分の３以上である第１号被保険者（合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）に基づく長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。）のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が４００万円を超える者を除く。） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、対象保険料額にそれぞれ当該右欄に掲げる割合を乗じて得た額

令和７年の合計所得金額	対象保険料額＝ $A \times B / C$	減免の割合
２１０万円以下のとき		全部
２１０万円を超えるとき	<p>A 当該第１号被保険者の保険料額</p> <p>B 第１号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和７年の所得の合計額</p> <p>C 第１号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和７年の合計所得金額</p>	<p>１０分の８</p> <p>（第１号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、失業し、又は事業を廃止した等により、当面の間、収入が見込めない場合は、全部）</p>

（対象となる第１号保険料）

第３条 減免の対象となる第１号保険料は、令和８年度分の保険料であつて、令和８年８月１３日から令和９年３月３１日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料又は特別徴収対象年金給付の支払日が設定されている保険料とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年8月13日から適用する。